

平成25年度 第14回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年11月21日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第14回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成25年11月21日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 議案審議
 - 議案第23号 青梅市文化財保護指導員の委嘱について
 - 議案第24号 青梅市立中学校教員の人事異動について
- 5 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 第四小学校屋内運動場改築工事の概要について（施設課）
- 2 青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰被表彰者の決定について（教育指導担当）
- 3 第9回青梅市小・中学生の主張大会の実施結果について（教育指導担当）
- 4 学校給食用食材の放射性物質検査結果について（学校給食センター）
- 5 第三次青梅市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリック・コメント実施について（中央図書館管理課）
- 6 諸報告
 - (1) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）
 - イ 企画展「版画の底力ー木版編ー」開催について（文化課）
 - (2) 事業等の実施結果について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）
 - ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）

出席委員	教育委員会委員長	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	清水宏
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	山口茂
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	乙津義治
	社会教育課長	朱通智
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	山中典子

午後1時30分開会

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員5名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成25年度第14回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 次に、本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、平成25年8月22日開催の第8回定例会および9月12日開催の第9回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第8回定例会および第9回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第10回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 今、展覧会、そして学芸会、音楽会と一連の行事がようやく終わったところだと思いますね。非常に取組がしっかりしていて、子どもたちの力を引き出している。どこの学校もみんなそうでした。さりながら、展覧会と学芸会を交互にやっているところがほとんどですね。私は常々、毎年その機会があるべきだと思っています。というのは、1年というスパンは非常に長いと私は考えています。ということで、4年生が5年生の体験なしに6年のときに取り組むというのは、それでいいのかなと。5年のときに取り組んで、それを積み重ねて6年でまたやっていると、そういう思いがするんですね。これは前にも言ったことがあるんですけども、なかなか聞き届けてくれない。校長先生方に会ったときには、いつもそういうお話をさせていただいてきました。そんなことを感じる、この期間でしたということで報告を終わります。

【委員】 月曜日に学校訪問で青梅第一小学校に行ったんですが、その少人数クラスのやり方というのが、少人数の理想的なやり方に見えたなど。今までは、少人数クラス、教室のいろいろな事例というか、各学校で見えていたんですけども、ああいうふうにやったらうまくいくんだな

という印象を持ちました。それはどういうことかということ、私の印象では、習熟度別に三つに分かれているんですけど、一番進んでいるクラスというのは、ある程度放っというて、自分でどんどんドリルをさせて、しかもそのドリルでちゃんとA、B、それからチャレンジという一番難しい問題まで用意をして、進める子はどんどん先に進ませちゃう。真ん中はたぶん普通の授業なんです。おこなっているところというのは、人数がかなり絞られていて、本当に目の届く数人にして、もう座らせないで黒板の前にみんなで集まって、ああでもないこうでもないとする。ですから、理解し切るまでそこで徹底的にやるという感じで、ああいうやり方をほかの学校でもやっていたら、ものすごく少人数教室にした意味があって、学習が進むんじゃないかなと思いました。それが一点です。

もう一点は、おとといでしたか、教育委員会連合会の研修会に行っていました。テーマは「瑞穂ファントム工場」というので、何だか教育委員会というよりは商工会の研修会みたいだったんですが、逆にいうと、教育委員会でああいうのをやるというのは、瑞穂というのは教育委員会と商工会が比較的近くやっているのかなというのをちょっと感じまして、だとしてなら青梅商工会議所としてももうちょっと教育委員会としっかりと手を組んで何かやっていかなきゃいけないと、少し反省した次第であります。

【委員】 いろいろな行事が目白押しの秋だったんですけれども、先週の金曜日、小・中PTA連合の講演会がありまして、宇宙をテーマにJAXAの庭田先生をお呼びしてのお話がありました。お話自体も面白かったんですが、終了後の質疑応答の時間が、子どもたちの質問が、引きも切らずという感じでした。しかもとてもいいポイントをついている、大人でもウンと思うような質問が次から次へと出てきて、教育長もおっしゃったんですけれども、宇宙というのは、人気があるんだなと。子どもたちがそうやって将来の夢を見たり、これを目指して頑張るというのにすごくいいテーマなんだなということを、私も宇宙が大好きなので、改めて感じました。

それから、その前の週に三小の教育研究指定校の発表会がありました。私も教育委員になって初めてそういう研究発表会というものに参加させていただきました。小学校の発表会というのは体育館がいっぱいになるくらい、廊下なんかもすれ違ふのが大変くらい先生方が集まっていたんですが、逆に中学校はもったいないなというくらい少なくて、何でですかとお伺いしましたら、小学校はその時間をあけて、先生方の午後は授業をなしにして集まれる。でも中学校は、時間数の関係でそういうわけにいかないんだというお話を伺いました。中学校の先生方も、教科ごとでは横のつながりがあるんだろうとは思いますが、せっかくの機会ですし、中学校の研究発表会の講演会も、私なんか聞いても勉強になるなということが聞けるチャンスなので、何とかうまく算段して、教育の発表を聞いていただけるような手だてはないものかと思っております。ありがとうございました。

【委員長】 私から二点だけ簡単に。

また今回も教育相談のファイルが来たんですが、心理相談員の方が「すれ違ふ保護者と学校の思い」ということで、保護者の方が納得して一歩を踏み出すまできちっと対応しなくちゃいけない

いということが、本当に保護者の立場で書かれていて、言葉遣いをすごく吟味されて文章を書かれたというのが読み取れるぐらい素晴らしい内容だと思うんです。これをどういうところまでお配りしているかわかりませんが、保護者の方に読んでいただきたいし、当然学校の先生方にも読んでいただきたい内容なので、紹介させていただきました。

もう一点は、先日の一小と一中で今年度の学校訪問が終わりました。率直な感想を一言だけ言わせていただくと、学力向上とかいじめの問題を含めて、管理職の先生方には本当に、議会の議決等もあったこともあるでしょうけれども、非常に力強く届いているなという印象を持ちました。ただ、残念ながら、それがすべての先生方まで届き切っているかというところ、学力の面についてはもう少しかなと。今〇〇委員の方から大変にいい事例もいただいたんですが、もう少しかなということを感じました。その辺は、本市の例えば来年度の研修会等で、もう少し先生方に届くような研修会を取り組んでいただけるとうれしいなということを感じました。

それから最後に、小・中一貫教育が、まだ小・中連携教育でとまっているんじゃないかなということを感じました。特に午前・午後で小学校・中学校に行って、やっぱりまだ連携どまりかなというところが正直な感想ですので、一貫という言葉についてももう少し踏み込んだ取組をしていく必要があるんじゃないかなと私は感じましたので、お話をさせていただきました。

以上で委員長報告を終了いたします。

(2)教育長報告

1 第四小学校屋内運動場改築工事の概要について(施設課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、第四小学校屋内運動場改築工事の概要について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは、報告事項1、第四小学校屋内運動場改築工事の概要につきまして報告させていただきます。

報告資料の1をご覧ください。報告資料1は、A3が5枚の綴りになっております。

まず最初のページ、1/5でございますが、昨年第四小学校の基本設計を始めるに当たりましてご説明を申し上げましたが、再度ここでご説明をさせていただきます。

経緯でございますが、既存の屋内運動場、これは右側の上に「屋内運動場」と書いてあるところですが、ここの建替をするということになりました。面積といたしましては717平方メートルの既存の運動場でございます。建設は昭和41年、築47年を迎えております。平成9年に耐震診断を行いまして、建物の耐震性能をあらわしますIS値が0.46ということでございました。改築の根拠といたしましては、このIS値0.46というものを受け、建物の基礎に木杭が使われている等、老朽化しているということもありましたので、建替をするということになりました。建替に当たりまして文部科学省の交付金をあてがうということになりましたので、この交付金の認定要件であります耐力度調査を平成23年度に実施をさせていただきました。この要件といたしまして、10,000点満点のうち4,500点を下回る建物が構造上危険な状態の建

物ということで補助対象となりますが、4, 278点ということで構造上危険な建物と認定されましたので、交付金をあてがうということになりました。

基本設計につきましては、これを受けまして、平成24年7月6日から平成25年3月15日まで、株式会社相和技術研究所で行い、同時に改築検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。

以上のことから、第四小学校の屋内運動場の基本設計を進めてまいりました。

次のページ、2/5でございます。同じ場所に建て替えるという基本設計にもとづきまして、改築工事の屋内運動場の概要につきまして、これを説明させていただきます。

実施設計が平成25年6月7日から平成26年2月28日まで、相和技術研究所で行っております。まだ実施設計の途中でございますが、この位置に、平成22年度に購入いたしました東京都の土地146.52平方メートル(ちょうど車いすの印がある部分、白くなっているところ)、この土地を加えまして建て替えるということになりました。基準面積といたしましては、建替面積でございますが、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行例というのがございまして、11学級から15学級までは919平方メートルが基準面積ですと定められております。第四小学校は児童数が405人で13学級でありますので、919平方メートルの建物をここに作るということになります。既存の建物より264平方メートル大きい981平方メートルを実施設計では計画しております。基準面積は919平方メートルですが、既存面積より264平方メートル大きい981平方メートルを計画しているということでございます。2枚目の図面は、この位置にこのような形で建てるという投影図でございます。

恐れ入りますが、3/5ページをお開きください。詳細につきましては実施設計中でございますが、概要がある程度まとまっておりますので、この図面に沿ってご説明申し上げさせていただきます。

駐車場は図面左側になります。この土地を購入いたしまして、ここに外部からの入り口をつくりました。駐車場のスペースとしては3台、車いすスペースを設けました。これはバリアフリー条例によりまして、このような形で駐車場を設けました。また、下側に普通特別教室棟という文字が書いてありますが、下側は教室になります。そしてそこにスロープと書いてありますが、スロープを学校校舎から屋内運動場に設けてあります。渡り廊下Aと書いてある部分が少し上の方にあると思います。その右側に渡り廊下Bと書いてあるところがスロープ、勾配といたしましては1/12と書いてあるところです。こういうものが、バリアフリー条例によりまして、アプローチを設け、段差をなくすという計画にいたしました。

次に、駐車場の右側でございますのは玄関ホールでございます。両サイド、上側になりますが、男女の更衣室を設けました。その手前に多機能トイレを設けております。そして、その下にベンチを配しまして、そこには多摩山材や青梅市の絞り丸太を使ったベンチ。ベンチのところになくなっているのが絞り丸太の柱でございますが、その間は抜けておりまして、簡単なシールドができるような、目隠し的なものでベンチを配しております。その下にいきますと、ホールと書いて

あります。その天井はトップライトになりまして、明かり取りになっております。その下に、男女のトイレが二つ設けられております。

そこがちょうど手前のところでございまして、その奥になりますと、アリーナに入ります。アリーナは右側になりまして、その大きさは601平方メートル余でございまして、既存ではバドミントンコートが2面でしたが、3面とれる大きさ。そして、アリーナの部分の、入って器具庫Aの少し右側を見ていただきますと、姿見鏡と書いてあります。ここに取付の姿見鏡をつけまして、その右側にはホワイトボードをつけてあります。入口の下、器具庫Bの下の右側に肋木と書いてあります。これは、子どもたちが登る肋木というものを取り付けるように考えております。基本的には小学校の体育館でありますので、中のものについては既存のものとはほとんど変わりございません。

その右側にステージが設けられております。既存のステージは、改築前は入口を入りまして右側に配置されておりましたが、新しくここで考えておりますのは左側にステージを設けております。大きさは115平方メートルで、ステージの奥の壁はガラス窓を設置して、自然の光を入れて省エネにつくしたものにしている。その前にある暗幕を引いて暗くするという配置をしております。

そのほか、先ほど申しましたように器具庫はAとBの二つ配置しております。

そしてまた天井照明でございまして、ここには絵がございませませんが、経済性、省エネ性を考慮いたしまして、LED照明を採用しようという計画をしております。

また、この屋内運動場の床レベルでございましてけれども、ステージと書いてある右側の方に小さい字で184.85と書いてありますが、これは霞川堤の上のレベルでございまして。アリーナのところに186.5と書いてありますが、そこまでレベルを上げてありますので、霞川堤よりも1メートル65センチ高く床レベルを配置しております。また、図面の一番左側を見ていただきますと、そこが城山通りになります。そこにも185.68と書いてありますので、ほぼ同じぐらいのレベルとなって、アリーナの方が少し高いというような配置になっております。

天井高は、高い部分で9メートル75、低い部分では7メートル50センチ程度ということでございます。

次の4/5の図面を見ていただきますと、これが立面図になります。まず一番上の左側でございまして、城山通りから見たパーツでございまして。城山通りから見ますと、正面に低いところの屋根、ここが入り口のホールということで、そのホールの上にトップライトがついている。大きい屋根、ここがアリーナの部分の屋根でございまして。そして、ここに細かく書いてありますのが、それぞれ使うというふうになっている材料でございまして。おおむね壁は軽量気泡コンクリートと申しまして、ALCパネルというものを使うようになっております。屋根は普通の鉄板屋根でございまして。両方とも勾配をつけまして、雨とか雪が流れ落ちやすいようなもの、水がたまらないような設計をしております。その右側を見ていただきますと、霞川から見たパーツでございまして。

その下の真ん中になりますと、これは校舎側から見たパーツになります。左側が城山通りにな

りますので、ここから下がちょうど抜けておりまして、杭みたいなものは体育館に入らずに手前の方から水路の上の部分にこういうものを載せて、住民の方が通り抜けられるような形で考えております。今はこの橋がなくて、下の霞川の暗渠の部分を歩いておるんですが、この部分を高くしまして、勾配をつけまして学校の裏側に抜けられるというような形になっております。大きい屋根まで、一番高いところで12.4メートル程度、そして低層階のトップライトの屋根までが7.3メートル程度というふうに考えております。

一番下のパーツでございますが、東側、住宅側から見たパーツでございます。

このような形で計画をしておりますが、まだまだ設計途中でございますので、細部につきましては変更があるかと思われませんが、実施設計が完了いたしましたら、また説明をさせていただきたいと思っております。

それでは最後のページでございますが、これからの工程でございます。実施計画、既存解体工事、本体新築工事と書いてあります。一番上の実施設計の下の方、許認可と書いてありますが、ただいま11月でございますので、そこに中高層建築物条例とあります。これは建築確認申請を出す前に住民に説明をなささいということでございますので、11月26日（火）に住民説明をさせていただきまして、その右側、12条5項という法にもとづきました確認申請を行いまして、確認済証がおおむね2月いっぱい出るだろうというふうなことで計画をしております。

その下、解体工事でございますが、この予算を議決していただきまして、4月中旬に工事発注を契約いたしまして、解体工事は6月の後半から行い、大体9月いっぱいまで。その前に住民説明をいたします。解体に当たる前に住民説明をもう一度、6月下旬から7月あたりでさせていただいて、解体工事は7月下旬から9月いっぱいまでとさせていただきます。

続きまして本体工事でございますが、起工、工事を起こして計画を上げさせていただくのが6月の後半でございます。金額が大きくなりますので議会案件となりますので、9月の議会で承認をいただいた後本契約となりまして、工事が行われるのが平成26年10月から平成27年12月いっぱい、15カ月と想定工期を記しておりますが、今の工期といたしましては、平成27年12月の完成を予定しているというところでございます。

雑駁ではございますが、概要と工程の説明とさせていただきます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 基準も新しい基準にのっとってということで、面積もふえてゆったりした体育館ができるというのは、子どもたちにも、その地域の皆さんにも非常にいいことだと思います。

幾つかちょっと教えていただきたいんですが、プランのご説明の中で、城山通りから霞川へ通路が通っているということなんですが、ふだんは住民の方が自由に通る通路ではないと思ってよろしいのでしょうか。

【施設課長】 ただいまはここに扉がありませんので、自由に通れる暗渠の部分になっております。これは河川管理で管理をするんですが、住民の方は裏側の門からも入れますし、上からも入

れるような形になっています。今入れないのは、1/5の最初の図面で見ていただくと、学校用地となっていますが、この部分についてはふさがれておりまして、入れないようになっておりますが、その左側の細いところ、受水槽脇は通れるようになっております。

【委員】 学校の敷地内なので、ふだん小学校とか中学校に行くと、用のない方は入らないでくださいというような札があったりします。散歩で普通に通るということではないと思ってよろしいのでしょうか。

【施設課長】 住民の方の行動を見ているわけではないのですが、一番最初の図面を見ていただくのですが、学校の渡り廊下と書いてあるところに施錠がしてありまして、学校側に入れないようにはなっています。ただ住民の方は、3/5の図面を出していただきますと、この通路につきましては水路で学校用地ではありませんので、ここについては通れるようにはなっています。今後もこの3/5の図面の一番左側に門扉Bと書いてありますが、これも施錠はいたしません。ですから、住民の方が通るときには、門を開けていただいて通れるという形になります。

それで、散歩で通るかというのは、私も確認していないのでよくわからないんですが、たぶん通っているのではないかなというふうに思います。この体育館をご利用になる方は、そこを通過して裏に抜けたりしますので、直接裏から入ってくる方がいらっしゃるかどうかはわかりませんが、多くの方は霞川の方から入ってくるというふうなことを伺っております。

【委員】 地域に開かれた学校で、そうやって地元の方が学校内を通ってくださるといのは、私はすごく温かくていいなと思うのと、もう一つは今結構、学校の門とかにわざわざカメラをつけたりしているので、その辺の考え方とか、学校側の先生方がどういうふうに対応するのかというようなことも、少し確認というか詰めていただいて、これはこういう認識で防犯対策としてはこういうことを考えていますというのがなくていいのかしらという感じです。

【施設課長】 これは基本設計を進めますときに、検討委員会を設置いたしまして、検討委員会には学校長、副校長も入っておりましたが、学校運営連絡協議会の方に来ていただきまして、このお話をいたしましたら、学校運営連絡協議会の方も地元を代表していらっしゃるもので、ぜひここを開けてくれということで、学校側も了承して、通れるようにということで今後も対応させていただきます。

それで、入口には、ここにはありませんが防犯カメラを校舎と屋内運動場の入口に向けて撮れるようなカメラの更新ということも考えておりますので、安全対策はそこで施していきたいというふうに考えております。

そのほかに、学校側では今までも施錠ができるような形になっておりますので、そこは今までと変わらず、フェンスがありますので、そこで施錠ができるよというふうな形になっていくと思います。

【委員】 これは避難所にも使われる建物になるんですね。そうすると、震災以降初めて建てる体育館で、避難所になるので、設備的にも何らか避難所としての要請というのがあるのでしょうかというのが一つ。それから、第四小学校の児童は、この工事中はどこか別の体育館を使って運

動をするのでしょうか。その2点を教えてください。

【施設課長】 最初のご質問でございます震災時の設備でございますけれども、防災安全課に入ってくださいまして協議をいたしました。太陽光のことも最初は入れてあったんですが、体育館の屋根に太陽光を載せるよりも、本体の校舎の方に載せる方が的確なので、それは必要ないだろうという形になりました。載せるならば、校舎の方に載せた方がいいだろうと。また、シャワーとかそういうものを使うという話になりましたが、小学校の体育施設でございますので、常時シャワーを使うということはないということもあわせて、体育課も入っていたんですが、体育課も防災課も、それならばシャワー設備は要りませんということでした。発電機の話も出たんですが、発電機を1台設置して非常用として置くよりも、ポータブルの発電機を幾つか置いて持ち運びができた方がいいというのが防災課の回答でしたので、ここではより広いアリーナを設けて、住民の方が避難したときに備えるということを考えております。また、防災倉庫も既存の学校の中で対応しているので、それも必要ないということがありまして、幾つかそういう問題を提起して議論いたしましたけれども、今のたまたまいさほど変わらない。ただトイレ・更衣室等は充実させていただきまして、トイレは洋便器にさせていただいたり、水飲み場をここに設けたりというふうなことをさせていただきましたが、それ以上のものについてはバリアフリー条例にのったスロープまたは車いす用トイレ、自転車のスペース、こういうものを配置いたしました。アリーナの中には特に設けているものはありません。

それから、建設しているときの代替えの施設でございますけれども、屋内運動に関しましては、特に借りる予定はございませんが、この期間に卒業式、入学式というのがございます。これは青梅総合高校にお願いをいたしまして、そちらをお借りするという運びになっております。

【委員長】 3/5の資料のところには姿見鏡がありますが、小学校の体育等で、表現に関する内容がけっこう入ってきていますので、この180×120の姿見だけでいいのかなというのがちょっと疑問です。その辺は学校からは具体的には出ていませんか。

【施設課長】 この大きさは、副校長と学校で検討していただいて、この大きさでいいということで、既存の大きさのものとほぼ変わらないのかなというふうに思います。これでいいということでした。ホワイトボードは移動式でしたけれども、固定式にしてくれということで、この鏡の右側の方につけるというふうなことにしております。ですから、ホワイトボード、鏡、肋木、これはすべて学校からの提案にもとづいて、こういうものでいいというふうなことになりました。肋木は、可動式のものだったんですが、それをしなくてもよろしいということで、固定式の肋木になっております。これも学校からの意見でございました。

【委員】 もちろん数百人が一堂に集まったりする場面も想定されて、安全のことについては手抜きはないというふうに思いますけれども、一般のこうした広いホールには、側面に出入口がついていますよね。そうしたものが、この図面で私の見るところはステージ側に2カ所で、あとはないように見えるんです。素人目で見てそういう不安を感じるんですが、いかがでしょうか。

【施設課長】 ただいまの出入口でございますが、正面の入口が左側でございます。ステージ側の、図面でいきますと上になりますが、ここに1カ所、そして校舎側に1カ所、これは外部へ出られる避難の階段がありますが、ここからの出入りができるという大きな扉がつくようになっております。その2カ所。そして正面からもう1カ所出られるようになっております。

ちょっと図面ではわかりづらいでしょうか、4/5の図面を見ていただきますと、校舎側から見た真ん中の絵の右側の部分に手すり階段がついていまして、霞川の方が右側になりますが、ここから校舎側におられる。また、その下の絵でございますが、これは反対側が霞川におられるような形になっております。それと一番上の左側は正面の玄関でございますので、ここからの出入りができるというふうな形になります。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰被表彰者の決定について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰被表彰者の決定について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、平成25年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰についてご報告いたします。

青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項および同実施要領にもとづきまして、市内小学校長・中学校長から推薦がありました児童・生徒につきまして、審査委員会にて推薦者を決定いたしました。

推薦につきましては、報告資料2をご覧ください。小学校9校、中学校5校から小学生が54名、中学生が26名、合計80名の推薦がございました。去る10月16日に審査委員会を開催し、この中から48名の被表彰者を決定いたしました。

審査に当たりましては、実施要項および実施要領の基準に照らしまして、これまでと同様に次の3点を考慮いたしました。

1点目は、活動継続年数が3年以上という考え方でございます。実施要領では、おおむね3年以上継続してその活動に参加することを表彰の目安としております。

2点目は、小学校6年生、中学校3年生を優先したという点でございます。

3点目は、青梅市以外の伝統文化にかかわる活動については、表彰の対象としないということでございます。今回につきましては、青梅市以外の伝統文化にかかわる活動はございませんでした。

裏面をご覧ください。こうした考え方にもとづきまして審査をさせていただきました結果、この一覧の児童・生徒を表彰の対象といたしました。

活動内容については、表彰項目に記載のとおりでございます。

なお、表彰式は11月2日に実施いたしました。

以上、伝統文化奨励表彰にかかわる報告とさせていただきます。

【委員長】 表彰式自体は終わっておりますけれども、審査等の内容について詳しくお話がありました。

説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 表彰不可の方の中に小6・中3以外ということで9名の方があがっているんですが、これは応募の時点で対象がその学年のお子さんだよということがわかっていたけれども、あえて申し込んできた皆さんということなんでしょうか。

【教育指導担当主幹】 実は、小6・中3以外は表彰不可と明らかにはうたっておりません。審査委員会の中で、推薦者の人数の関係もありまして、必ずしも小6・中3以外はだめと決めるばかりではないという場合もございます、そのようにうたっていないところがございます。

【委員】 そうすると、表彰された方の中にも、小6・中3以外の方もことしはいらっしやったんでしょうか。もしいらっしやらないのであったら、ちょっと小6・中3以外のお子さんがその辺をよくわからないで応募して落ちてというのは、ちょっとかわいそうな気もしたものですから。

【教育指導担当主幹】 推薦者がことしは合計80名いたんですけれども、去年は58名という形で、年によってこの推薦者数が違う関係もございます、今後このようにふえていく状況でしたら、やはり委員のおっしゃるとおり、少し考えていきたいと思えます。

【委員】 これだけの会をやるのは大変なことだったと思うんですけれども、ご苦労さまでした。また、内容が充実してきたように思います。ただ、もう長くこのことについては論議されてきたことですが、おいでになる方がふえなければよくないということで、いろいろな試みをされてきていますけれども、どうもことしを見た限りでは、今井小バンドも確かにすてきですし、それだけのものがありますからいいんですけれども、その関係者がだいぶ参加者の部分を占めている。私は全体の様子を見ようと思ってわざと後ろの方にいたんですが、最初少なくて、本当に聞きに来てくださった方がこんなものかという人数だったように私は思うんです。それで、今井小バンドの関係者が三々五々集まってきて、終わるとサッと減ってしまった。これはやはり主張大会としてはうまくないところがまだ残されていると、そういうふう思うわけです。できれば、やはり子どもたちはどういう考えを持っているんだろうかという思いで集まってほしいという願いがあるので、そのところで参加者をふやす手だてをこれから検討する必要があるんじゃないかなと。何をそこであわせていくかというのは、結構難しい問題を含んでいるんじゃないかと思えます。

余計なことを言います。例えば、学力向上に取り組んでずっときていますけれども、学力を形成する側面というのはたくさんあり過ぎて、なかなかここをやれば上がるということはあり得ないわけですが、こういった試みにも市民が集うというか、どういう会をやっているのかなと、大勢の人に参加してもらいたいという願いがある。そういう意味で、検討の余地がまだ残されているというふうに思います。

【委員長】 後ほどの主張大会に関するご意見が出ていますので、そちらとあわせて後ほどまた議論をするところがあるような気がします。

こういう形で審査を行ったということで説明いただきましたので、よろしいでしょうか。
それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

3 第9回青梅市小・中学生の主張大会の実施結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項3、第9回青梅市小・中学生の主張大会の実施結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料3にもとづきましてご説明させていただきます。

まず、入賞者につきましては、1枚目にあるとおりでございます。青梅市長賞、青梅市教育委員会賞、審査委員特別賞となっております。

それでは、1枚目裏面をご覧ください。

大会参加者につきましては表のとおりでございます。第8回に比べまして、133名増加しております。児童、保護者の増加が主な要因となっております。

続いて、2枚目の方をご覧ください。当日実施しましたアンケートの集計をお示しいたしました。ほぼすべての方に、取組の内容、小・中学生の主張ともに、「大変よかった」、または「よかった」という評価をいただいております。

主な感想としましては、「地域の子どもたちの活動を知ることができてよかった」、「小学生とは思えないレベルの高い作品で驚いた」、「金管バンド、文化奨励表彰と合同のイベントはよかった」などがありました。

課題としていただいたご意見は、「もっと多くの参加を工夫してほしい」、「産業観光まつりと重なった日程を考えてほしい」というものがありました。

このような感想を参考とさせていただき、事務局内部で課題として取り上げたものが、1枚目裏面の下の部分でございます。●が課題となっております。日程の問題、ミニコンサートの実施校、参加者の拡大、主張する作文内容の充実、となっております。これらの課題、特に参加者の拡大につきましては、今回も自治会掲示板や駅構内、市の施設等へのポスター掲示や、市や教育委員会のホームページへの掲載、市の広報への掲載等、工夫してまいりましたが、次年度は記念すべき10回の開催になりますので、今年度以上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。

【委員長】 先ほどの伝統文化奨励表彰の件とあわせて主張大会へのご意見をいただいておりますので、あわせてご意見よろしくをお願いいたします。

【委員】 大変失礼しました。

【委員】 ことしは大変お客様の人数がふえたということなんですが、たぶん一つの要因は、今井小の金管バンドのお子さんと、その付き添いのお母さんたちで、この64人のバンドに同じぐらいのお母さんたちがついてきてくれたということだろうと思うんです。私自身が保護者でいたときに、この主張大会に友人のお子さんが出るんだというのを後から聞いたりとか、参加したお子さんの親だったり、うんと近い人だけが行くんだみたいなイメージがあったんですね。私自身

お恥ずかしいんですが、それまでこれを聞きに行くということをしていなかったものですから、その辺の意識をどう変えたらいいのかということ。あと、大人の方に聞いていただきたいのはもちろんですが、児童・生徒の皆さんにいかにして聞いてもらうか。例えば、出場したお子さんの学校とかクラスの方にはうんとアピールしてもらって、応援に行こうと。それはもう学校側にお願ひするしかないことだと思うんですが。そうやって応援のお友達がいっぱい来てくれる、またそれがお父さんやお母さんを連れてくる、みたいな流れにしていくには、やはりどうしても学校側、先生方のご協力を得ないと難しいのかなと思いました。

内容的には、私2回目なんですけど、1年でまたレベルアップしているのだから、迎える側、見る側も何とかレベルアップを考えていただければと思います。

【教育指導担当主幹】 ご意見ありがとうございます。学校への働きかけというのは、今後もまだ余地があると思いますので、働きかけていきたいと思っております。委員のおっしゃるように、お友達が来て（今回少しは来ていたんですけど）、そのまた保護者が来るというような、少しずつ広げていく方向ができればなと思います。どうもありがとうございます。

【委員長】 今回、審査員を初めてやらせていただいて、日程が実によく考えられているなという気がいたしました。伝統文化の表彰と、金管バンドと、それから主張大会、そして表彰式と、本当に時間をうまくつなぎながら、端的な時間で組み上げられたプログラムになっているということ、初めて裏に回ってみて感じた部分があります。事務局の方は毎年かなり苦勞して、時間調整も含めてやっていらっしゃるんだなということを感じて、本当に感謝申し上げたいと思います。

ただ、先ほど来、委員の皆さんから出ているように、さらに充実させるにはどうしたらいいかという観点は欠かせないと思うんです。例えば伝統文化の方は大体固定化された内容ですね。地域性もありますので。ことしのご意見の中に、「お囃子は本当に伝統文化ですか」と、そういう方もいらっしゃいます。なかなかこれは、全然そういうのがない地域から見るとちょっと遠い存在と思われまので、伝統文化を奨励するというのも含めて、何か一歩進んだ取組にしていかなないと、決まった地域、決まった学校、決まった団体だけの表彰になってしまうというのは、ちょっと心配な点が見えてきたかなということを感じました。

それから、主張大会の方は、大変今回は事前にご指導されていて、きちっとやられていて、すばらしいなと思いましたがけれども、実際は何千人という児童・生徒さんが参加して、その中からたった16人の方がここに選ばれてきている。そのいい意味の重みというんでしょうか、そこら辺をうまくPRしていくということ、これからさらに検討しなければいけないかなと。裏方さんの動きも見ながら、今回感じました。どうもありがとうございました。

【委員】 今、〇〇先生のお話を聞いてちょっと思ったんですが、学校単位で予選会とかいうのはあるんですか。

【教育指導担当主幹】 予選というわけではないんですけども、学校ごとに応募者から集めたもののうちの2割程度を出してくださいということにしていますので、校内の国語科の先生であ

ったり、学年で取り組む場合が多いですから学年の先生で選ぶということとはございます。

【委員】 学校で勝ち抜いた人が決勝戦をやるというふうにすると、学校のみんながうちの学校の代表ということで応援に来るんじゃないのかなと思ったので、言ってみたくです。

【委員長】 今の子どもたちの意欲に合ったような取組に変えていくということなんかもあるのかなと思います。例えばディベート大会という言い方でやると、〇〇委員がおっしゃったように、チームを組んでやるんだと。個人の参加ではなくてチームで参加する、学校の代表で参加するんだという言い方になってくると、また意識も変わってくると思います。主張大会という言葉が、市民の方には何をやっているのというのがあるやに聞いたこともありますので、そういうネーミングの問題も含めて、まだ10回ですので、また検討する価値はあるかなと思います。

【教育指導担当主幹】 そういった子どもたちのやる気も含めて、保護者、地域の方たちへのアピールをどのようにしていったらいいのかという側面と、両方をあわせてまた考えていきたいと思っています。来年度がちょうど10回という区切りになりますので、この10回までは例えば主張大会という形で進めて、その後にもたなりリニューアルして主張大会を発展させた形でということも取組やすい時期ではありますので、考えてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

【教育長】 内容的な問題もあると思うんですが、物理的な問題として、市民会館の駐車場のスペースということも考えられます。そこも大きな課題だと思っています。

それからまた、金管バンドも大変すばらしいんですけども、伝統文化奨励表彰ですから、獅子舞とか、あるいはお囃子とか、そういったものも開催したらどうかなと。いろいろなアイデアを出しながら、これからこの主張大会、それから伝統文化奨励表彰あわせて実施していくのがいいのかなと思っています。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

4 学校給食用食材の放射性物質検査結果について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項4、学校給食用食材の放射性物質検査結果について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、学校給食用食材の放射性物質検査結果についてご報告いたします。

東京都教育委員会が行う学校給食用食材の放射性物質検査の日程等につきまして、去る11月7日の第13回定例会でご報告させていただきました。藤橋調理場で11月19日に使用しました給食用食材の検査結果の報告が東京都からありましたので、ご報告いたします。

本日配付させていただきました資料4をご覧くださいと思います。

検査結果につきまして、1の検査の原則から3の検査方法につきましては、記載のとおりです。4の検査結果につきましては、すべての検体において測定下限値未満でございました。この検査の結果は、教育委員会委員の皆様、市議会議員、各学校長への通知を11月19日付で差し上げ

たほか、今後は順次学校給食センターが発行する給食だより、さらに広報おうめ、および学校給食センターホームページへ掲載し公表いたします。

なお、根ヶ布調理場につきましては、12月4日に実施する予定でございます。翌日の給食に使用する食材4品目の検査を依頼するものであります。こちらの検査結果につきましては、結果が判明次第ご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

5 第三次青梅市子ども読書活動推進計画(素案)のパブリック・コメント実施について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項5、第三次青梅市子ども読書活動推進計画(素案)のパブリック・コメント実施について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、報告資料5にもとづきまして、第三次青梅市子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリック・コメント実施について報告をいたします。

ここには記載がございませんが、これまでの経過を申し上げますと、5月17日に第1回の策定委員会を開催いたしまして、その中で委員会および部会を設置、パブリック・コメントの実施、計画・指導・作成等を決定いたしました。その後、部会を5月24日、8月21日、10月17日の3回開催をいたしまして、素案をまとめました。3回目には、市内小・中学校図書館支援員3名の方を臨時部会員として出席していただきまして、ご意見をいただいたところでございます。また、10月30日には図書館運営協議会の方に今の説明をさせていただき、委員の意見をいただいたところでございます。そして、11月13日、第2回策定委員会におきまして素案を諮りまして、決定をいただいたものでございます。

では、資料にもとづきまして説明させていただきます。

青梅市パブリック・コメントの実施に関する指針がございまして、これに従いまして、第三次青梅市子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリック・コメントを実施いたしますので、その報告でございます。

内容でございますが、1、周知方法につきましては、平成26年1月1日号の広報おうめへの掲載および青梅市ホームページ、図書館のホームページで公表いたします。

2、意見募集期間は、平成26年1月7日(火)から21日(火)までの15日間でございます。

3、閲覧場所は、青梅市ホームページ、青梅市図書館ホームページの掲示、また冊子と意見用紙を中央図書館、各分館図書館、社会教育窓口に配置をさせていただきます。

4、意見提出方法でございますが、ホームページからダウンロードする、また閲覧場所で配布

する意見用紙に必要事項・意見等を記入の上、直接中央図書館窓口、郵送、ファックス、メール、いずれかの方法で提出することといたします。

5、その他といたしまして、いただきましたご意見に対しましては、個別の対応はせず、後日市の考え方を付して、市ホームページおよび図書館ホームページで公表いたす予定でございます。

6、提出・問い合わせ先につきましては、お示しのとおりでございます。

なお、裏面をご覧くださいますと、意見用紙はこういったものということをつけさせていただきまされたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、素案の概要でございます。第三次青梅市子ども読書活動推進計画素案〈概要〉をご覧くださいいただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます。計画策定の背景、基本的な考え方、青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組の3章立てでございます。

2ページ、3ページにつきましては、第1章 計画策定の背景といたしまして、「子ども読書活動」は、子どもが読書を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないもの、としてございます。そのほかに、国・都の動向、また子どもの読書の現状につきましては、本を読まない不読率の増加、子どもの人口の減少、図書館の利用状況等では未就学児、小学生では若干伸びがございますが、年齢が上がるに従いまして減少している、ということでございます。

課題といたしましては、自発的な読書活動の形成に向け事業展開が必要である、ということでございます。

4ページをご覧くださいますと、第2章 基本的な考え方でございますが、こちらにつきましては、国、都、市の第二次計画などを踏まえまして検討する。対象につきましては、ゼロ歳から18歳までとする。目標は読書環境の整備でございます。読書環境の整備の充実、理解の促進と啓発・広報、関連機関等との連携、人材の育成・活用の4本立てといたしまして、平成26年度から5年間の計画といたします。

内容については、第二次計画とほぼ同様の内容となっております。

おめくりいただきまして、6ページからは、青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組を掲載してございます。

1つには、家庭・地域の取組につきましては、第二次のときには9項目ございましたが、今回8項目といたしました。保育園・幼稚園の取組をまとめたり、4行目でございます保育園・幼稚園における地域の子どもの読書活動の取組などとしたところでございます。

図書館の項目につきましては、18項目から22項目と4項目ふやささせていただきました。7ページ目の上から7行目、10行目あたりですが、新小学1年生の図書館利用者カードの作成ほか3事業を新規に入れまして、そのほか廃止や内容の分割等を行いました。

市民センター等では、第二次と同様の4項目でございます。

8ページの学校につきましては、11項目から9項目といたしました。新規といたしまして、

5行目と8行目にございます子ども読書の日・読書週間関連事業としての推薦図書の紹介や、読書活動関連行事等の周知を入れました。そのほか、廃止3項目、表現の修正などを行ったところでございます。

子ども読書活動を推進するため関係機関・団体との協力では、第二次と同様に8項目といたしました。

詳細についてはご覧いただきたいと存じます。

説明としては以上でございます。

【委員長】 確認ですが、きょうはパブリック・コメントの実施についての話をすればいいんですか、それともこの素案の中身まで含んだ内容なのでしょうか、お願いします。

【中央図書館管理課長】 大変失礼いたしました。今回、パブリック・コメントの実施についてでございます。

【委員長】 素案に対するパブリック・コメントを実施する予定でありますので、実施の方法等についてご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

【委員】 そうすると、パブリック・コメントを出す前に教育委員会として中身について議論するということは、特にないのでしょうか。

【中央図書館管理課長】 ここにありますように、パブリック・コメントを実施いたしまして、第二次策定委員会をやらせていただいた上で、教育委員会の方に諮る必要がある形で予定してございます。

【教育部長】 今回、いわゆるパブリック・コメントを実施しますということでご報告をさせていただいております。添付してあります素案というのは、概要でございまして、パブリック・コメントにはもっとちゃんとした全文が出ます。ですので、今回これでご議論いただくというわけにはいきませんので、そのパブリック・コメントを整理した中で、先ほど課長が申し上げましたような策定委員会で取りまとめを行った段階で、教育委員会の方にお諮りを申し上げて、ご意見をいただくという段取りをさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【委員長】 今、教育部長の方から説明等もございました。何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

広報の方にも全文が出るということではなくて、概要が出るということですね。

【中央図書館管理課長】 広報の方には、パブリック・コメントを行うという内容でございまして、素案につきましては市と図書館のホームページ上、あと冊子形式のものを、ここにあげました中央図書館、分館図書館（11ございます）、それと社会教育、市役所の中ということで、そこに現物を置く形でございますので、特に広報の方に全文が載る予定はございません。

【委員長】 そのことに関連して、青梅市のホームページを開いたら、すぐにこの推進計画のパブリック・コメントについてというところに一発でたどり着けるようなホームページになるのでしょうか。それとも、教育委員会を出して、それから中央図書館を出してという形になっていくのでしょうか。そこをお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 そのものがホームページのトップ画面にぽんと出るということにはなりません、お知らせというところで、子ども読書活動推進計画のパブリック・コメントを行いますというお知らせが出ます。そこをクリックしますと、その場所に飛ぶという形になってございます。

【委員長】 それはわかりましたけれども、パブリック・コメントを行いますということが一目瞭然でわかるような構成になっているのかどうか、そこが知りたいんです。

例えば、前回給食のパブリック・コメントを行ったときに、大変少なかったですね、コメントの数が。だから、できるだけ短いクリックの回数でそこにたどり着けるような工夫ができるのかできないのかということを知りたいんです。

【中央図書館管理課長】 市のホームページにつきましては、お知らせというところに出るしかございません。図書館のホームページは子どもがつくりますので、常時わかる形の仕組みをつくってやってまいりたいと考えます。

【委員長】 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

いろいろとまたご検討していただいて、市民の方がパブリック・コメントを寄せやすい環境づくりをさらに努力していただきたいと思います。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

6 諸報告

(1)事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

イ 企画展「版画の底力ー木版編ー」開催について(文化課)

(2)事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項6、諸報告ですが、あらかじめ各委員には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

そのほかに何かございますか。

【総務課長】 それでは私から、本日発生しました第一小学校での火災について報告をさせていただきます。

資料をお配りいたしますので、少々お時間をちょうだいしたいと存じます。

(資料配付)

【総務課長】 ただいまお手元にクリップどめの3枚の資料を配付させていただきました。初めに、通知文からご覧いただきたいと存じます。左上にFAX送付とございますが、この場で説明

させていただくものであります。

この火災でありますけれども、通知文を読みます。

標記のことについて、本日（11月21日）、午前10時50分ころ、市立第一小学校校庭の南にある体育倉庫で火災が発生しました。

現在火災は鎮火しており、消防等により現場検証が行われていますが、教育委員会が現在までに確認できていることにつきまして下記のとおりお知らせいたします。

なお、児童および教職員等の人的被害はありません。

記

- 1 火災発生日時 平成25年11月21日（木）午前10時50分ころ
- 2 火災発生場所 青梅市立第一小学校体育倉庫（青梅市本町223）
校庭南側中央の独立した木造の建物（約19㎡）

写真2枚のうち、芝生の校庭が写っている写真をご覧いただきたいと存じます。真ん中よりやや右上に建物が二つ三つ並んでいるように見えますけれども、黒い部分が木造の今回火事になった倉庫であります。もう一枚の写真が、焼けて、現場検証している状況でしょうか、そのときの写真でございます。骨組みを残してほとんどすべて焼けてしまったような状況であります。

通知文にお戻りいただきたいと存じます。

- 3 火災原因 現在調査中ではありますが、学校職員が付近でバーナーを使い草焼きをしており、その火が引火した可能性があります。

4 被害等

- (1) 児童および教職員等の人的被害はありません。
- (2) 体育倉庫および収納備品等の被害がありますが、詳細は確認中です。

中のものはほとんど燃えてしまっております。綱引きで使う綱も中であって、それも燃えてしまったという情報もございます。確認にはちょっと時間がかかるかもしれません。

5 今後の対応

- (1) 授業等への影響はない見込みですが、児童が火災を目撃しており心のケアを図っていきます。
- (2) 火災原因が確定次第、再発防止対策を図っていきます。

以上でございますが、火災発生の一報を受けて、施設課長、施設課職員および指導主事が現場に直行しております。また、いち早く人的被害がないことも確認がとれております。また、同じ内容の文書を本日中午に議会事務局を通じて市議会議員全員へ通知をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 けががなくって何よりなんですけど、バーナーを使って草を焼いていたということで、私

自身はあまり学校でやっているのを見たことがないんですが、常時使っていらっしゃったんでしょうか。

【総務課長】 学校には業務職員が除草のために使うバーナーが、ほとんどの学校にあると思います。通常使うのは夏の草が茂っているときで、草が青いときに使えば、燃え広がるということは通常あり得ないと思うんですが、この乾燥した時期、また陽が当たっていて、火の粉の飛び散り方もわからない状況の中で使ってしまったようです。午後、校長が来まして、校長の話であります。倉庫と青梅線側のフェンスとの間に狭い隙間があるんですが、そこにある草を焼いていて、倉庫の基礎と建物のある隙間から火が入って、中から燃えてしまったのではないかという話でした。ただ、原因につきましては、まだ警察・消防が調査しておりますので、確定したものではありません。もしそういう事情で火事になったということでしたら、ほかの学校でも可能性が出てきますので、今後対応については十分注意し、通知、また現場等での指導も行いたいと思います。

【委員長】 収納備品というのは、台帳とかに載っているものでしょうか。

【総務課長】 備品については台帳がございます。それとの照合もするということになると思います。それと、これは確実な情報ではないんですけれども、学校開放で利用している団体の備品も中にあるのではないかというような話もあります。それについては今後詳細を確認していく予定でございます。

【委員長】 残念なことですけれども、人的被害はなかったということで、少し安心いたしました。きのう、きょうとかなり乾燥が進んでいるという話もありますので、改めて喚起をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 議案審議

議案第23号 青梅市文化財保護指導員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第23号を議題といたします。青梅市文化財保護指導員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、議案第23号青梅市文化財保護指導員の委嘱につきましてご説明いたします。

青梅市文化財保護指導員の委嘱につきましては、青梅市文化財保護条例第44条および同条施行規則第23条の規定にもとづき、任期満了に伴いまして新たに委嘱しようとするものでございます。

青梅市文化財保護指導員候補者でございますが、10人の方がございまして、説明欄に記載させていただいておりますが、〇〇委員の退任によりまして、新たに〇〇氏に委嘱をするとともに、残る9人の委員につきましては再任として新たに委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、1ページをおめくりいただきたいと存じます。別紙をご覧くださいと、

委員の一覧が記載をしてございます。

任期でございますが、一番下の欄、平成26年1月1日から平成27年12月31日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 新任の方のプロフィールがわかったら教えていただきたいんですが。

【文化課長】 新任の方でございますけれども、〇〇寺のご住職でございますして、専門分野といたしましては宗教、あと趣味として魚類を研究されているというところで、文化財の個々の観点でご指導いただきたいということでございます。

【委員】 基本的な問題で、わからないので何うんですが、専門分野というところに自然が入っていて、さらに昆虫や魚類や鳥類と。文化財を考えるときに、こういった区分けというのは一般的なものなのでしょうか。

【文化課長】 専門分野としまして、特に分野が区分けされているわけではございませんけれども、文化財にも例えば木ですとか、あるいは仏像、寺社仏閣等、あとは考古学等、さまざまな分野のものがございますので、そういった観点から広くご指導いただくと。その中で、ご自身が得意とする分野というところで、こちらの方に記載させていただいたところでございます。

【委員】 伺ったのは、自然の範疇に入っているものがありながら、〇〇先生は「自然」となっている。これはたぶん地形とか、地理とか、そういう分野ではないかなと私は思うんです。それで伺ったんです。

【文化課長】 説明が不足しておりました。申し訳ございません。

〇〇先生におかれましてはもともと地学の先生、専門とされておまして、例えば地震ですとか、そういった面でご指導いただいております。また、例えば成木の石灰とか、青梅市にかかわります歴史的な産業といった面からもご指導いただいております。

【委員長】 専門分野として、10人の方の中身がそろそろような工夫ができるといいのかなと、ちょっと私も個人的には思いました。またちょっといろいろ工夫をしていただけるとありがたいと思います。

【教育部長】 確かに考古学、鳥類、昆虫、民俗といった中に、自然ということになると、いわゆる範疇の問題で、むしろ地質とかそういう形での表記の方がふさわしいのかもしれないので、この辺についてはまたわかりやすく表記できるように検討させていただきます。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第23号青梅市文化財保護指導員の委嘱について

て、は原案どおり可決されました。

議案第24号 青梅市立中学校教員の人事異動について

【委員長】 次に、議案第24号青梅市立中学校教員の人事異動について、を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は人事案件でありますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

非公開

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 特にごございません。

【委員長】 それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程についてご説明させていただきます。

初めに、12月24日(火)中学校駅伝競走大会が行われます。時間は午後1時開会で、会場は明星大学でございます。

次に、年明けになりますが、1月9日(木)教育委員会定例会を開催いたします。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

今後の日程につきましては以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員